

◎ 新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三項関係）

改 正 案

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| 法 律 | 事 務 |
|-----------------------------------|---|
| (略) | (略) |
| 新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律 | 第二条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務 |
| (令和二年法律第号) | |

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| 法 律 | 事 務 |
|------|------|
| (略) | (略) |
| (新設) | (新設) |
| | |

（傍線部分は改正部分）